

豊中市介護保険事業者等指導及び監査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧法」という。）第23条の規定による居宅サービス等（居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）若しくは第1号事業（法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者が行うものに限る。）をいう。以下同じ。）を担当する者又はこれらの者であった者に対して行う介護給付、予防給付又は第1号事業支給費の支給（以下「介護給付等」という。）に関する文書その他の物件の提出若しくは提示の求め若しくは依頼、又は質問若しくは照会に基づく指導についての基本的事項、法第76条、第76条の2、第77条、第78条の7、第78条の9、第78条の10、第83条、第83条の2、第84条、第90条、第91条の2、第92条、第100条、第101条、第102条第1項、第103条、第104条、第114条の2、第114条の3、第114条の4第1項、第114条の5、第114条の6、第115条の7、第115条の8、第115条の9、第115条の17、第115条の18、第115条の19、第115条の27、第115条の28、第115条の29、第115条の45の7、第115条の45の8及び第115条の45の9並びに平成18年旧法第112条、第113条の2及び第114条の規定に基づき、介護保険施設等（指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）、指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。）、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者又は指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であった者（以下「指定介護老人福祉施設開設者等」という。）、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者又は医師その他の従業者（以下「介護老人保健施設開設者等」という。）、介護医療院の開設者、介護医療院の管理者又は医師その他の従業者（以下「介護医療院開設者等」という。）、平成18年旧法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下、「指定介護療養型医療施設」という。）若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者又は指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者であった者（以下「指定介護療養型医療施設開設者等」という。）、指定介護予防サービス事業者若しくは

当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定介護予防サービス事業者等」という。）、豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成 29 年豊中市条例第 15 号、以下、「平成 29 年改正条例」という。）第 4 条による改正前の豊中市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「旧指定介護予防サービス等基準条例」という。）第 6 条第 1 項に規定する指定介護予防訪問介護事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者、旧指定介護予防サービス等基準条例第 98 条第 1 項に規定する指定介護予防通所介護事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「旧指定介護予防サービス事業者等」という。）、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者等」という。）、指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定介護予防支援事業者等」という。）及び指定事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定事業者等」という。）に対して行う介護給付等に係るサービス（以下、「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関して行う監査に関する基本的事項を定めることにより、居宅サービス等の利用者又は入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護保険施設等の支援を基本とし、介護保険施設等が行う介護給付等対象サービスに関するサービスの質の確保並びに保険給付又は第 1 号事業支給費の適正化を図ることを目的とする。

（基本方針）

第 2 条 前条の目的を達成するため、指導は、介護保険施設等に対し「豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成 24 年豊中市条例第 69 号）、「豊中市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」（平成 26 年豊中市条例第 64 号）、「豊中市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成 24 年豊中市条例第 71 号）、「豊中市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」（平成 24 年豊中市条例第 72 号）、「豊中市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」（平成 30 年豊中市条例第 13 号）、「健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 41 号）、「豊中市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成 24 年豊中市条例第 70 号）、「豊中市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成 24 年豊中市条例第 73 号）、「豊中市指定

地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成 24 年豊中市条例第 74 号)、「豊中市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成 26 年豊中市条例第 65 号)、豊中市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱(平成 29 年豊健高第 2959 号)(以下「指定基準」という。),「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成 12 年厚生省告示第 19 号)、「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成 12 年厚生省告示第 20 号)、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成 12 年厚生省告示第 21 号)、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成 18 年厚生労働省告示第 126 号)、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成 18 年厚生労働省告示第 127 号)、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成 18 年厚生労働省告示第 128 号)、「指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成 18 年厚生労働省告示第 129 号)、豊中市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成 29 年豊健高第 2957 号)、「厚生労働大臣が定める一単位の単価」(平成 27 年厚生労働省告示第 93 号)等(以下「基準等」という。)に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について、周知徹底を図ることを方針とする。

- 2 監査は、介護保険施設等の介護給付等対象サービスの内容並びに介護報酬の請求について、指定基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について不正を行っているとして認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は不正の手段により指定等を受けていると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合(以下「指定基準違反等」という。),又は介護給付等対象サービスの利用者等について高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 17 年法律第 124 号)(以下「高齢者虐待防止法」という。)に基づき市町村が虐待の認定を行った場合若しくは高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合(以下「人格尊重義務違反」という。)において、当該介護保険施設等に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護保険施設等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査(以下「立入検査等」という。)を行い、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を行うことを主眼とする。

(指導及び監査の実施方法)

第 3 条 指導は、集団指導、運営指導の方法により行う。

- 2 集団指導は、指導の対象となる介護保険施設等を必要な指導内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。
- 3 運営指導は、次の(1)～(3)の内容について、原則、実地で行う。また、豊中市単独で行うもので、計画的に行うものを「一般指導」とし、事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認する必要があるもので、事前に通告を行うことなく実施するもの

を「随時指導」とし、都道府県又は他市町村と豊中市が合同で行うものを「合同指導」とする。なお、(1)～(3)の実施については、効率的な実施の観点から、それぞれ分割して実施することができるものとする。

(1) 介護サービスの実施状況指導

個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む）に関する指導

(2) 最低基準等運営体制指導

基準等に規定する運営体制に関する指導（(3)に関するものを除く。）

(3) 報酬請求指導

加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

4 監査は、下記の情報等を踏まえて、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

(1) 通報・苦情・相談等に基づく情報

(2) 高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報

(3) 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター、豊中市健康福祉サービス苦情調整委員会等へ寄せられる苦情

(4) 連合会、保険者等からの通報情報

(5) 法第23条による指導により確認した介護保険施設等による指定基準違反等又はその疑い

5 指導及び監査の具体的な実施方法は、別に定める。

（指導事項）

第4条 介護保険施設等に関する指導事項は、次のとおりとする。

(1) 人員、設備及び運営に関する事項

(2) 介護報酬の請求に関する事項

(3) 介護給付等対象サービスの内容に関する事項

(4) その他必要と認める事項

（結果の講評）

第5条 運営指導の結果については、必要に応じて関係者に対して講評を行う。

（指導結果の通知）

第6条 運営指導の結果については、介護保険施設等に対して文書により通知する。

（改善報告書の提出）

第7条 運営指導の結果、文書により指導した事項については、介護保険施設等から「運営指導改善報告書」の提出を求める。

（監査後の措置）

第8条 監査の結果、利用者に対する虐待が認められる場合、基準等の重大な違反事項が認められる場合、介護給付等対象サービスの内容又は介護給付費の算定及び請求に関し不正若しくは著しい不当な事項が認められる場合、行政上及び経済上の措置を行う。

（関係行政機関等との連携）

第9条 指導及び監査の実施並びに指導及び監査後の措置に際しては、必要に応じて関係
行政機関等と連携を図る。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から実施する。